

事例項目	特定健診未受診者に対する受診勧奨通知の誤発送について <データ確認漏れによる通知文の送付誤り>
事例発生日等	平成22(2010)年11月
担当課	市民生活部 保険年金課
事例概要	発生までの経過 ①平成22(2010)年10月28日、特定健診(※)未受診者(15,709人)に対して、受診勧奨に関する「特定健診受診についてのご案内」を送付した。 ②11月2日、市民から案内通知についての問い合わせがあった。 ③調査したところ、発送数15,709通のうち、本来送付の必要がない ・4月2日以降に社会保険への移行、また、生活保護の受給等の理由により、国保資格を喪失した者 ・7月1日以降に75歳に達した者 である770人に対して誤って送付していたことが判明した。 ※特定健診…40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象とした健康診査で、腹囲の測定等を行うもの
	当時の対応 ①11月2日、大阪府国民健康保険課、門真市医師会事務局及び医師会会長に、誤発送の状況を報告 ②11月4日 ・本来送付の必要がない対象者に対し、「お詫び文」を郵送するとともに、市ホームページにおいても「お詫び文」を掲載した。 ・医師会会員に対し、門真市医師会を通じ、「お詫び文」をFAX送信した。 【資料(2)－28－1】 ③同日、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた。 【資料(2)－28－2】
発生原因	・作成した送付リストのチェック体制が不十分であった。 ・特定健診の未受診者と4月2日以降に国保資格を喪失した者等との突合処理が、複数の職員によりなされなかった。
再発防止対策	・チェック体制の強化を徹底する。
添付資料	【資料(2)－28－1】…特定健診未受診者への勧奨通知の誤送付(お詫び) <市民あて送付文書及びホームページ掲載内容> 【資料(2)－28－2】…新聞記事